

事後調査報告書

平成 26 年 11 月 28 日

広島市長様

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
住所 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
氏名 広島市
広島市長 松井 一實
(環境局施設部恵下埋立地建設事務所)
電話番号 082-923-6011

広島市環境影響評価条例第 31 条第 3 項において準用する同条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

対 象 事 業 の 名 称	恵下埋立地（仮称）整備事業
事後調査の種類	☒ 工事の実施中 ☐ 工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙 1 のとおり
事後調査の結果	別紙 2 のとおり
環境の保全のために講じた措置	環境影響評価書に記載している環境保全措置を適切に講じました。
そ の 他	(委託業者名) 中外テクノス株式会社 代表取締役 福馬 勝洋 広島市西区横川新町 9 番 12 号

- (注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を「その他」の欄に記載してください。
- 2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。
- 3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。
- 4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

工事実施中における事後調査の項目及び手法

調査項目		調査時期	調査方法等	調査地点及び調査頻度
水 質	濁度, SS, pH	《取付道路部》 工事期間中	排水基準を定める 省令（昭和 46 年総 理府令第 35 号）等 に規定する方法	《取付道路部の工事期》 不明谷川, 水内川の 3 地点 ^{注)} （図 1 の No. 5～7） pH 4 回（四季） 濁度, SS 1 回（降雨時）

注) 環境影響評価における「水質・底質の現況調査」と同様の地点とします。

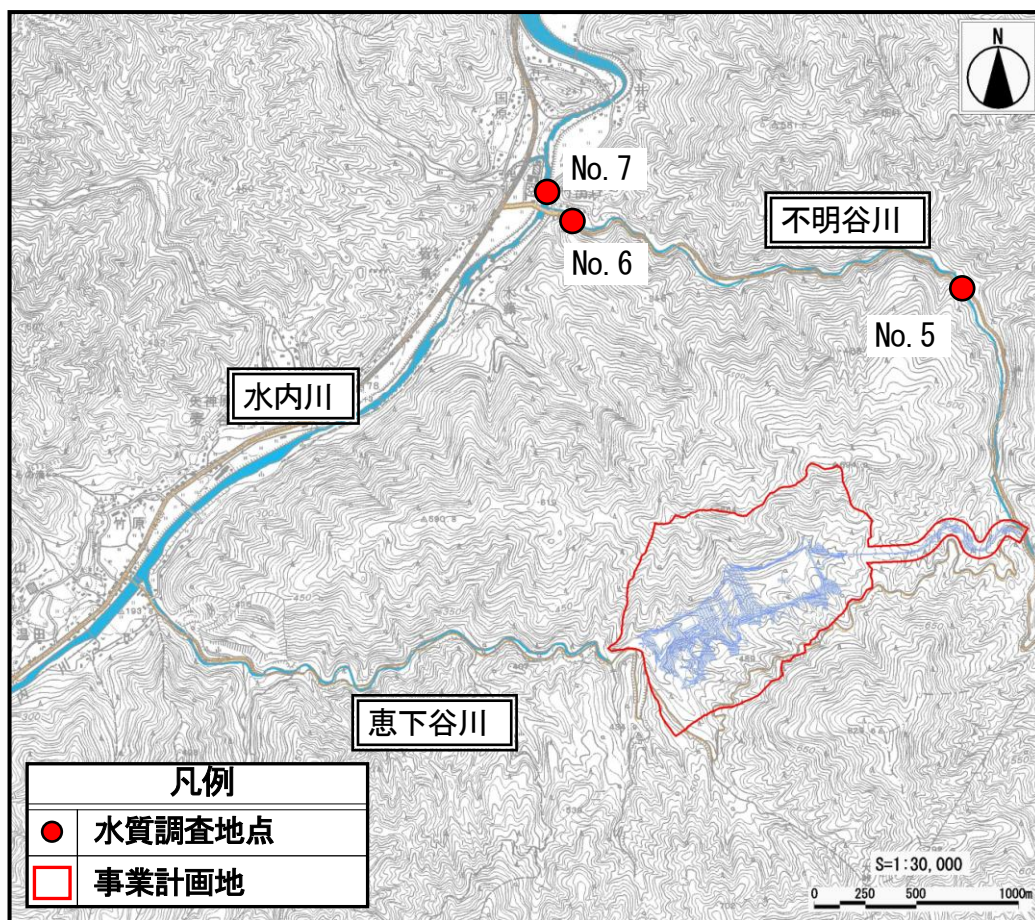


図 1 水質調査地点

1 水質調査結果

取付道路工事による河川への影響を調査するため、不明谷川及び水内川の3地点で次表のとおり調査を実施しました。

(1) コンクリート打設時の河川水質 (pH)

	N o . 5	N o . 6	N o . 7	参考 (水内川) 環境基準値 A 類型
冬季(H26.2.25)	7.6	7.1	7.5	6.5 以上 8.5 以下
春季(H26.5.27)	7.3	7.3	7.5	
夏季(H26.7.29)	7.6	7.7	8.4	
秋季(H26.10.24)	7.5	7.2	7.5	

コンクリート打設の影響が考えられる時期を選定して調査を行ったが、pHはすべての地点で水内川の環境基準A類型の基準値以内であり、河川への影響はないものと考えます。

(2) 降雨時の濁水調査 (H26.11.25)

	N o . 5	N o . 6	N o . 7	参考 (水内川) 環境基準値 A 類型
	最小～最大	最小～最大	最小～最大	
SS (mg/L)	1.1～25	ND～5.8	0.8～3.1	—
SS 日間平均値	10	2.5	1.7	日間平均値 25mg/L 以下
濁度 (度)	1.2～21	0.5～1.8	0.7～1.8	—
降雨量	30mm/日 (調査期間中の時間最大雨量 : 5.0mm/h)			

注) 降雨時の調査は、環境影響評価の調査に準じ、90分毎に9回の調査を行いました。

なお、SSの環境基準値は、河川が通常の状態にある場合に適用するものです。

SSは、水内川の環境基準値と比較してもすべての地点で基準値以下であるため、河川への濁りの影響は少ないものと考えます。

今後も引き続き環境保全措置を適切に実施することにより環境への影響を低減します。

